

農林委員會會議錄第三十一号

昭和二十七年五月八日(木曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君

理事 遠藤 三郎君 理事 河野 謙三君

理事 小林 運美君 理事 井上 良二君

宇野 秀次郎君 越智 茂君

小淵 光平君 川西 清君

坂田 英一君 坂本 實君

千賀 康治君 榑谷仙次郎君

吉川 久衛君 竹村宗良一君

足鹿 覺君

出席政府委員

農林政務次官 野原 正勝君

(農林事務官) 小倉 武一君

(農政局長)

委員外の出席者

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

五月六日

委員佐藤親弘君、石原登君及び栗山長次郎君辭任につき、その補欠として田中彰治君、中馬辰猪君及び宇野秀次郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月一日

積雪寒冷單作地帯の農業振興及び予算確保等に関する請願(苦米地英後君紹介)(第二四七九号)

滝沢村地内国有林野拂下げ等に関する請願(山本猛夫君紹介)(第二五一七号)

同月七日

福島市に営林局設置の請願(關内正

一君紹介)(第二五四四号)
農林漁業及び畜産家創設資金の融通に関する請願(松本善壽君紹介)(第二五四五号)

千波湖土地改良区のかんがい排水事業促進に関する請願(山崎猛君外一名紹介)(第二五四六号)

干陸地の公共施設費及び整地費国庫補助に関する請願(若林義孝君外六名紹介)(第二五四七号)

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案適用地域に島根県を指定の請願(大橋武夫君紹介)(第二五四八号)

農林水産業施設災害復旧費国庫補助に関する請願(佐藤重雄君紹介)(第二五四九号)

部落農業団体の活動促進並びに国庫補助に関する請願外十七件(今井耕君紹介)(第二五五〇号)

麦の銘柄別価格差の増額に関する請願(佐々木盛雄君紹介)(第二五五一号)

飼料供給調整法制定に関する請願(河野謙三君紹介)(第二五九二号)

林道鳩打線延長に関する請願(今村忠助君紹介)(第二五九三号)

水稻保温折衷代補助金増額の請願(竹村宗良一君外一名紹介)(第二五四四号)

積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法による補助事業の事業主体中に市町村を加入等の請願(松浦東介君紹介)(第二五九五号)

蚕糸業振興に関する請願(小林運美君紹介)(第二六一五号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

畜大競技法案の競技施行者として五大市を加えることの陳情書(横浜市会議員嶋村力外四名)(第一六四九号)

大野原開拓地の国庫補助打切りに関する陳情書(鹿兒島県嚙嚙郡志布志町九百二十四番地坂川秀義外三十七名)(第一六五〇号)

室田町旧御料地拂下げに関する陳情書(群馬県群馬郡室田町下室田市川始外二百一十一名)(第一六五一号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

小委員の補欠選任

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

農業災害補償法臨時特例法案(内閣提出第一三七七号)

農業共済基金法案(内閣提出第一五五号)

国土総合開発法の一部を改正する法律案に対する修正意見申し入れに関する件

○松浦委員長 此れより農林委員會を開会いたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法案及び農業共済基金法案の三案を一括して議題といたし、前会に引続き質疑を行います。千賀康治君。

○千賀委員 私のお伺いいたしますの

は、まず農業災害補償制度におきましては幸い拂い戻し制度があるということになっておりますが、いまだその拂い戻し制度の実施された例を聞いておりません。これは私が疑問に感じておる例を聞いていないのか、事実全国ともにいまだ拂い戻し制度が実施されておらぬのか、まずその点からお伺いいたします。

○小倉政府委員 御指摘のように無事拂い戻しの制度は法律上あるわけですが、御承知のような連合会の共済事業の收支の關係でございまして、年連合会は不足金の処理に悩んでいて、そういうような状態でございまして、一般的には、無事拂い戻しの制度は實際上はあまり行われておらないというふうな御承知の通りでございます。もつとも組合によりましてはやつていけるものも例外的にはあると思つております。○千賀委員 どの組合が行つておりますか。それがわかりたいと思つております。○小倉政府委員 岡山県の村であるようです。○千賀委員 無事拂い戻しの制度があるけれども、連合会の内容が充実していない、または災害によつて欠損を重ねておるから拂い戻しができない、こういうことではわれわれは納得が行きません。これははつきり施行令に出ていないことで、組合に余裕がある場合に限りて拂い戻しをするということではないと思つております。無事

が三年続けばこれに對して一割の拂い戻しはなし得ると書いておるので、組合の内容によつて拂い戻しができないというものは、どうも組合員として納得ができないところであると思つて、あなたが組合の指導監督をそういうような態度でやつておいでになるのか、この点伺いたいと思つて

○小倉政府委員 もちろん事業のいかんということに必ずしも關係はございませんが、實際問題といたしまして、被害を受けた農家にしかるの共済金を拂わなければならぬという場合に、その共済金の支拂い自体にも困難を感ずるという事態において、被害のなかつた農家に無事拂い戻しをするということとは實際問題として至難ではないかというふうな存するのであります。

○千賀委員 どうもその答弁では満足できません。ちゃんと規定されておる以上は、組合の内容が悪くて支拂いがやりにくいということとは別の問題でありまして、その内容に對して國家が手を打つか打たぬかということとは、これは當然別に考えられることである。過去の事實におきまして、組合の欠損補填のためにわれわれは一般會計から大きな経費を出すべしという決議をいたしてやつております。かようなわけで、當然きめたことが組合の内容が貧弱なためにその実行ができぬという場合には、ただあなたができぬからしやうがないでなからぬに、當然他に打つべき手はあると思つております。その点に

今のところないのではないかと考えているのであります。なお今申しましたように、この被害調査のやり方につきましては、いろいろ改善すべき点もあらうかと思ひますので、その点は一層統計調査との関連も考えまして、今後におきまして正確を期したいと考えております。

○千賀委員 十日ほど前に、災害保険の全通の常務理事その他の諸君と、数時間この点について懇談したことがありますが、私が、災害保険は国家の責任づけに甘えて大きな欠損をするのではないかと、いふ点を強く指摘いたしますと、その人々は、いわゆる中被害の程度において非常に被害が多いから、当然各県連は欠損が重なるのだということを書いておられますが、中被害が非常に多くなるといふことは、被害の事実が多かつたといふことを裏書きできないことは、すでに過去長い経験によつて数字が算出されておる。あまり現在欠損がどん／＼と出て来るほどの誤算が過去の出展においてあつたとは考えられませんが、その中被害の多いといふことは、ここに中被害級の便乗被害が非常に多いのではないかと、この疑いは非常に強められるのでございます。この点を強く指摘いたしますと、その御連中も答弁に非常に窮せられますが、なおさうな点を裏書きするのではありませんかと思はれるような現象は、各地において、保険組合の末端におきましては、非常に大きな事務所ができましたり、会館ができたらしつたりあります。こういうような経費を、まったく被害が生じておつて、その保険金をもらう農家の諸君からはたして徴収できるかどうか、この点についてはぜひ

んわれ／＼は大きな疑いを持つものであります。容易に、数年ならずして大夏高樓が雲を突くといふことは、いわゆる中被害の便乗が——便乗被害といふ人々は、もちろんふところがあるわけ、これらの方々からまとめてさうな建築費が捻出されて行くのではないかと、いふような疑いを持たざるを得ない。これは私が門外漢として持つところのことよりも、どの地方においても、農業者自体がまったくさういふ疑いを持つ。また被害の少ない県民は、被害の多い県においてどん／＼と大きな事務所が立つて行くといふ点について、ことに感情を悪くする原因になる。どうも実際さういふことが合致して行く。つい間違ひであるが、あるまいが、ある推理に到達して行かざるを得ぬといふような現状であります。もしもその推理に多少でも真実性が裏づけされるとすれば、実にこれは重大なことでございまして、この点の監督などはさらに／＼厳重の度を加えて行かなければ農業者全体からこの制度を否認される日の来ることは当然であります。私の見聞しておりますこと、いふ事実に対して、私の今耳にしておる、いわゆる農民の輿論といふものは、まったく根も葉もない、当然さういふものはつきりと裏づけられる費用によつて事務所がどん／＼立てられるのだといふ御説明があれば、この際はつきり言つていただければ、本事業の将来のためにけっこうだと思ひますので、御説明願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 いろいろの点を御指摘になつたわけでございしますが、まず第一点は、不足金の生ずる理由と申しますか、さうな点でございします。一般的に共済事業によります特別会計ないし連合会の収支に關する不足金の充當といふことについては、特別にここに御説明を要しないと思ひますが、一つは御指摘のやうな、戦後共済事業に對しまして認識がだん／＼高まりまして、特に共済金額がふえるに従つて、災害ないし被害といふことについて、農民の関心が高まつて来て、従来被害といふものに対してあまり関心がなかつたやうな場所ないしは人にまで、被害に對する関心が強まりまして、災害の累積が起つて来るといふやうなこともあつたのであります。

「委員長退席、遠藤委員長代理清席」
第二番目に、もちろんこれは全国一律とは申しませんが、戦争ないし戦後の国土の荒廃によりまして異常災害が起つて来る。特に氣象的關係が相當原因いたしました。こういう關係によつて被害自体も相當多くなつて来ておる。いふやうなことが、一つの原因ではないかといふふうに思つております。なお特に連合会の不足金といふことに相なりますと、連合会は御承知のやうに被害の全体について責任を持つわけではございせんので、異常災害の部分は國の面で責任を持つて、それ以下の通常の災害の部分については連合会が責任を持つ、さういふことになつておるのであります。ところが連合会の収入の面を見ますと、通常の段階で切りました以下において被害が起つた場合には、その被害率を集積いたしました共済金の支拂いをする。そこでこの被害の限度がもし通常の被害一ぱいの被害

害が起りますと、さういふときがまた一年重なる、おのずから不足金を生ぜざるを得ないといふのが実は制度の建前になつておるわけですね。さういふ年が何年も続くといふことは予想いたしませんので、さういふ年が続きますれば、また次には標準被害以下の年が相繼ぐであらうといふことでもつて、長期的にはバランスするといふ考え方であるのであります。ところが、戦後通常被害ばかりでなしに異常被害にまで及ぶやうな被害が相當出て来た。その結果連合会が通常被害の限度一ぱいの責任を負わざるを得ないといふやうなことで、実は不足金が累積して来る。もちろんそれに對しましては、先ほど御指摘のやうな損害評価といふたやうな問題もございします。

ところで第二段に御指摘の、共済組合ないし連合会の経理が適正に行われおるかどうかといふことに關連して、従来共済事業は非常に小規模でありました。従ひまして経理の監査ないし監督といふことにつきましては、人員も不備がございしました。またさういふ仕事はさほど重要であるといふやうに、実は考えられなかつたのであります。ところが、御指摘のやうに共済事業のウェットがだん／＼と、農民経済から申しまして、農林省の行政から申しまして大きなウェットになつて来る。さうなりましたと、これは連合会ないし共済組合の事業の監査といふことが重要な問題に相なつて参るものであります。ところが現実の人員、予算あるいは法律制度といふことになりますと、その点が十分監査できる建前

に実はなつていなかったものであります。従来單位組合の監査といふのは、これは何年に一べんしかやつておらない。あるいは連合会がありまして、二、三年に一度しかやれないといふやうなことが実情だつたのであります。それを、このたび御審議をお願いいたしております補償法の一部改正にもありますやうに、組合の事業が適正に行われておるかどうかといふやうなことを、監査を行ひ得るやうにいたしますとともに、一方農林省並びに地方庁に行政整理のさ中人員を増加していただくといふ措置をとりまして、今後御指摘のやうな点の御心配がないやうに指導、監督を十分いたしたいと考えておる次第であります。

○千賀委員 最後に一つお伺いしておきたいのであります。百數十億に達するやうな費用をこの制度で農業者に還元しておるので、非常に公正な方法で還元をされるならば、もちろんこの制度は大いに購買すべき制度でございしますが、たとえばここに一つの例を言いますと、ある地方で氣候その他の現象で、全体としてはまず平年にちよつと足らざるくらいな收穫であつた、ところがその一部分に、むろんこれは米をたくさんとりたいたといふ原因からではあります。稲刈をやり過ぎた、石灰窒素をやり過ぎた、さういふやうな原因からある被害面積が起つて来た。これは当然米の收穫に不足を來した、中等程度の補償を受くべき災害になつて来る。ところがこの周囲の農家が、あつて、氣候その他の現象はあまり良好のやうではないけれども、農業技術がよかつたために大した災害も受けずに済んで、平年並みか平年に一割足

に実はなつていなかったものであります。従来單位組合の監査といふのは、これは何年に一べんしかやつておらない。あるいは連合会がありまして、二、三年に一度しかやれないといふやうなことが実情だつたのであります。それを、このたび御審議をお願いいたしております補償法の一部改正にもありますやうに、組合の事業が適正に行われておるかどうかといふやうなことを、監査を行ひ得るやうにいたしますとともに、一方農林省並びに地方庁に行政整理のさ中人員を増加していただくといふ措置をとりまして、今後御指摘のやうな点の御心配がないやうに指導、監督を十分いたしたいと考えておる次第であります。

らぬくらいに減収で治まつておる、こ
ういふような現象が起つた場合に、た
とい肥料のやり過ぎであらうと、農業
技術の拙劣なためであらうと、とにか
く災害の起つた農家には当然この補償
制度の適用を受けるはずではあります
が、さて治まらぬのがこれを取巻く周
圍の平年よりちよつと悪いくらいな収
穫をあげた農家です。優秀な技術を持
ち、一年を勤勞に費した農民諸君は、
おれたちは一年間よくやつたからこの
程度の收穫が得られたのだ、もしもお
れの災害者と同じ程度の災害が起つて
来るのだ、だからあの人に補償をやる
ならば、当然おれたちも、賞與をもら
う意味において、補償を受けなければ
ならぬ、こつちのような主張をせられ
る場合、過去においては、大体それ
らの方々も災害補償をもらつて仲間に
入れられて行つておつたのでありま
す。これは當然りくつから言へばこ
ういふことが行われてもよいように考
えますけれども、災害補償という實際の
意味から言へば、隣りに災害を受ける
人があつても、どんな理由があらうと
も、まずある程度の收穫をあげられて
おる農民は、個人經營の補償制度から
はおそらく災害補償は受けられぬと思
いますが、これが政府の補償事業であ
る場合は、大体において災害補償は過
去においてもわかれておつたらしい
い。私は過去二年間、わらじをはいて
全国を行脚してよく調べましたが、大
体さうな例のようになつておるよう
であります。そこでこつちうことは改
められなければならぬと思ひますが、
どうも國家がやつておる以上は、まあ
その程度ならばということで大ざつぱ

に扱われやすい。どうしても國家事業
であればさういふことになるのであり
ますが、將來もこつちうような立場
で、百十何億といふような多額な金が
さういふ基礎の上に立つて農家に還元
されて行くといふことは、これは相当
に考えなければならぬ。むしろそ
れならば災害の起つたところをほん
とに別の意味において調査して、その
災害者に災害復旧費とかあるいは災害
救済費とかいふ意味で國家資金を還元
してやる方がむしろ正しい場合が多い
のではないかと、私は過去各地の災害
地を行脚しながら考えさせられてお
つたのでございます。そこで、私が今
指摘をいたしましたような例が將來も
行われやすいと思ひますが、さうな
例は將來も見逃して行かれますか、將
來は、災害の起つた面積だけに對して
嚴密に補償金を支拂せよといふ立場
で、監督をして行かれようとお考えに
なりますか、その点を伺つておきま
す。

○小倉政府委員 御指摘の点のごもつ
ともだと思ひます。ただこの
場合考えなければならぬことは、
共済事項をどの範圍にするかといふこ
とと關係があると思ひます。現在
の補償法では、共済事項が非常に
広範圍に及んでおまして、病虫害と
いふようなものまで含んでおるのであ
ります。しかしながら、御指摘のよう
な當然農家としてなすべきことをしな
かつたために起きた損害といふような
ことにつきましては、當然補償の對象
外にすることに相なるはずでありま
す。しかし實際問題といひましては、
虫害の起つた場合、それが農家の損害
防止の怠慢であつたのか、あるいは自

然的な氣象等による不可抗力によるも
のであつたのかという認定は、なかな
か困難だと思ひます。従いま
して、農家ないし組合で防止できる損
害は、可及的に防止をするといふこと
に努めなければならぬと思ひるのであ
ります。さういふ意味におきまして、防
除事業といふようなことについても組
合自体が非常に関心を持つております
し、私もできるだけの支援をした
いといふふうに考えております。さう
いふことによりまして、損害防止を農
家みずからあるいは組合みずからが努
めるといふ指導に重点を置いてやつて
行つたらどうかと考えておるのであ
ります。

○足鹿委員 最初に資料がございま
したお願いしたいのです。町村の共済
組合長が農業協同組合長あるいは町村
長と兼務をしている事例が相当あるだ
らうと思ひますが、それらの資料があ
りますかどうか。またその職員につ
いても、協同組合の技術員が共済組合の
損害の評價委員を担当しておると思
ひます。相当兼務の事例も多いと思ひ
ますが、それらについてお調べになつた
ものがありませんか。また、全國で年
度別に未納額がどういふふうになつて
おりますか、それに対して町村長に強
制徴収を委託された件数なり金額はど
ういふふうになつておりますか。未納
額並びにこれに對する処置等について
の何か關係資料がございましたら、お願
いをしていただきたいと思います。それ
から第三に共済組合を設置してない町村が全
國にどれくらいありますか。また機能
を停止して、ほとんど解散同様の状態
にあるようなものも私は村を歩いてみ
ますと感しますが、さういつたような
ものについての資料がありましたらお
願ひしたい。第四に、共済組合を創設
以來、まつたく共済金を受取つておら
ない町村、あるいは個々の農家の数字
といふようなものの資料をお願いした
い。

○小倉政府委員 最後の資料はなかな
かむづかしいと思ひますが、お話の四
つの資料をできるだけ整えて御提出し
たいと思ひます。

○足鹿委員 從來資料をいただいで
も、審議が済んでしまつたあとである
場合が多いのでありまして、それで
は、私もはせつかくいたしたい資料
を審議に生かすことができません
で、今お願いした資料は、でき得る限
り早くお願いをいたしたいと思ひま
す。

そこで私は災害補償法の一部を改正
する法律案から逐次お尋ねを申し上げ
たいと思ひます。大体この共済制度目
体に異議を持つものはおそろくないと
思ひます。しかしその内容が社会保
險的な性格を持たないで、收穫保險に
も似たような、いわゆる名実が伴
わないところに問題があると思ひので
す。それから先刻來も問題になつてお
る農業共済団体の運営あるいは損害評
価の實際といふようなことについて、
相当問題があるのではないかと考へる
のであります。政府は農業共済団体の
運営について、單に役員任期二年を
三年以内にするとか、あるいは總會に
よる役員選挙を投票所による選挙に
改めるといふような、きわめて微々た
いであるのであります。私どもは
このような農業共済団体の運営上の改

正では問題にならないと考へておるの
であります。實際の状態を申し上げま
すと先刻資料でお願いをいたしました
ように、他の県はどうか知りません
が、私どもの地方におきましては、農
業協同組合が大体この事務を一手に引
受けておるようなかつうであります。
す。町村長が兼務をしておるという事
例は少いように見受けられます。従つて掛
金の拂えない農民があらましても、町
村の農業協同組合が假拂ひの形式でか
わつて拂つておるのであります。それ
で今決算期でありますので、決算總會
を協同組合がやつておりますが、各總
会でこれが非常に問題になるものであ
ります。掛金をかけられない農民の分を
協同組合が立てかけておる。このよう
に協同組合の運営自体にこの共済組合
がからんで参るのであります。町村の
協同組合長で兼務しておる者は、職務
上押しつけられて共済組合長が多いの
であります。なりたくなつてはな
くて、押しつけられて共済組合長を引受
けておる場合が多いのであります。こ
れが協同組合自体の運営にまで非常
に支障を来しておるのであります。そ
ういつたことをよくお考えになつてお
るかどうか。表面に現れた未納金が
かりに少くても、内容においては、さう
いふ目に見えない未納の單位協同組合
長である農業協同組合長の、非常な繰
下の力持ちがあるといふことをよく
御承知願ひしたいのであります。さうい
つた面で、何か適當な方法をもつて協
同組合との實際的な關連を持たせるよ
うな農業共済団体の運用について、当
局としては御研究になつたことはな
いであらうまいか。なるほど中央に

府県におきましても指導連と共済連合とが別個な事務所を持つて動いておられます。動いておられますが、末端に入りますと、もう区別はつかないような事態になつておるのであります。そこに私は問題があると思う。これは運用上の大きな問題だと思ふ。中央の人々はややもすると、全国段階や県段階のことは一応お考えになります。町村の末端の単位組合の実情については、御認識が浅いのではないかと。その点について運用上の抜本的な対策をお考えになつたことがあるかどうか。現在どういふふうにお考えになつておるか、お伺いしたいと思います。

○小倉政府委員 共済掛金の支拂いといつたようなことに關連いたしました。共済組合とその他の農業団体と運用上どういふ關連を考へておられるかという御質問でございます。御承知の通り、末端の共済組合というものが法律制度上完全な独立形態になりましたのは、災害補償制度になつてからでございます。それ以前は農会といつたような団体が最下部の共済団体であつたように思ふのであります。さういふ点から見ましても、最末端における共済団体が、必ず別系統でなくてはならぬといふふうには私も考へておりません。御指摘のような問題は実はあると思ひます。またお話をよく、實際問題としてしまつて最末端では、協同組合と共済組合は一応制度的には別物であるといひましても、今お話のやうな組合と理事の關係ないし事務所の關係、ないし共済金の支拂い等に關して不可分の關係にあることも承知いたしております。そこで、そういう關連をもつと制度的に考へてくふうする余

地はないかということになるわけでありまが、私はありはしないかと思ふのであります。しかしその關係を制度的に考へるといふことになりますと、どうしても協同組合という制度の根本に若干軋れざるを得ないのではないかと。さういふふうにお考えになります。さういふ点と農業団体全体の問題に相なりまします。事務的に若干研究はいたしております。そこで今後両団体の提携なりあるいは關連をどうするかということ、具体的にお話する段階には実はまだ至つていないのであります。

○足鹿委員 今農政局長から、事務的な対策としては検討を進めておるといふお話でありまが、私はこれは制度上の非常に大きな問題であると思ふのであります。特に最近農業団体の再編成の問題が非常にやかましく論議されております。一説によれば、農事会というものをつくつたらどうかといふやうな意向もあるやうであり、特に講和殖効後における農村政策の推進あるいは協力機關としての農業団体が、当然新しく再編成されなければならぬ段階が来たと考へられる節があるのでございまして、さういつた点にからんで、私はこの共済組合のあり方は、確かに根本的な問題としてお取上げにならなければならぬ問題だと見ておるのであります。政務次官は、政府としてどういふふうにお考えになつておりますか、その基本的な構想がございましたらお伺いしたいと思います。

○野原政府委員 農業共済と一般農協との關係という問題は、十分検討した上でないと、今ここで私一個の私見を申し上げることはどうかと思ひます。

○足鹿委員 せひその点については御検討をお願いしたいと思います。これは重要な問題でありますし、これ以上伺ふこともどうかと思ひますので、あえて申し上げます。

て、先般來評價が非常にずさんであるといふやうな御議論が相当行われ、さういふ御議論のもとに質疑が行われておるやうであります。その評價自体は、その村における評価委員が選ばれて、農民の意思を体して評價をされるのであつて、私も村の評価委員をした経験も持っております。その役員をした経験も持つておりますが、そのことそれ自体は率直な農民の意思が反映して行くのである。それを適正な方面で監督をし、正しいものに對して保險金の交付が行われるのであつて、これに對してとやかく論議するといふことは私はどうかと思ふ。ただ問題は、いわゆる行政区画によつて区分されておるA村では、同じやうな被害のものが三割の被害に入つておる、ところがB村では、同等の被害があるが三割以下の被害に入られて保險金がとれない。これは評價の横断的な統一がないところから起きて来る問題だと思ふ。異常災害の場合とか相当大きな災害の場合には、郡支部とか県の連合会等が横断的な組織をとつては行きますが、村の場合には郡支部といへども、県連合会といへども、そこまでなかつて目が届かない。私はそこら辺に一つの評價を行つて行くときの問題点があると思ひますが、さういつた点について遺憾の点はないか。お認めになるならばどのような対策をお持ちになつておりますか。さういつた点について、現在の評價問題が非常に重要視されておりますので、もう少し具体的な対策をお考へなつて、當然關係法案なり、あるいは施行令なりに盛り上げられて行かなければならぬと思ひますが、さういふ点についてはどういふふうにお考えになつておりますか。

○小倉政府委員 行政区画がたまたま違ふといふことによりまして村境の損害評價が違ふ、あるいは出入先關係によりまして同じ村にあつても評價の仕方が違ふといふことは、御指摘の通りあり得ることではあります。その点につきましては、連合会なり支部の評価委員がその調整をとるといふことを従來いたしておりますが、なおそれでは十分ではありませんので、損害評價の適正を期しますために、本年度から新しく損害評價のための基準組合を府県下に若干指定いたしまして、その基準組合の損害評價のやり方を一つの評價基準といたしまして、相互のバランスと申しますか、評價の適正を期するといふやうなことを今回新しくやる予定にいたしております。

○足鹿委員 いろいろお伺いしたいことはありますが、重複した点もありまします。さういつた点は特に御考慮を拂わなければならぬ点だと思ひまして、積極的な対策を講じていただきたいと思います。

次に臨時特例に關連しまして、私はこゝういふ特例をお設けになる御趣旨はわかるやうな気がいたしますが、その結果として生れることは、事實においては、農民の受取る共済金が減じて来ることになると思ふ。先般來また本日他の委員からの議論を聞いておりますと、とにかく評價をもつと厳正にして行かなければならぬといふことである。はなはだしきに至つては人工被害があるなどという放言をなさる。なぜさういふことが起るかといふその原因をよく検討しないで、人工被害があるなどという言葉を国会の席上におい

てお述べになることは、現在の共済制度に對する侮辱であり、これくらい重大な発言は私はないと思う。まことに不都合千万な発言であると私は憤慨しておりますが、事の当否は別として、人工被害などということはあり得るはずはない。現在の掛金に比して農民の受取る共済金が微々たるものであるために、自分たちがかけた何分の一でももらいたいという農民の気持が損害評価委員に移り、そして納得の上で共済金の支拂いという形になつて来ておるのであつて、そういうことから見ますならば、これ以上この制度の評価方法をもつと引締めて、しかもモデル・ケースを特例法によつてつくつて行くということになると、事実においても農民は何らこういう制度には期待を持たないという結果が出て来るのであつて、私は、現在のこの臨時特例のお考え方自体としてはわからぬことはありませぬけれども、その結果としては、共済金の支拂いが非常に減じて来て、若干の共済金の拂いもどしなどではおつつかない結果が出て来る。もしこういうことをおやりになるならば、そういう所こそモデル町村を各県におつくりになつて、全額国庫が御負担になつて、試験的に施行するべきものではないかと思ふ。これは意見にわたりますが、そういうことをこの臨時特例によつておやりになつて行く意思とか、実際は非常に違つて来るのではないかと思ふ。この点について、もつと数を減してでも、いわゆる農家單位のモデル・ケースをつくつて行かれるならば、全額国費あるいは農民の掛金を要しないという施設を、国の施設としておやりになつて行くべきではない

かと私は思ふのです。これは意見でありますから、御答弁がなければあえて答弁は求めませんが、この臨時特例といふものは非常におもしろくない。このままで行きますと、さなきだに少いところの農家の手取り共済金がさらに減じて行き、国庫の負担の軽減にはなつても、農民の福祉には全然プラスにあらぬような印象を私は受けておるのであります。この点について、当局に何かさうではないという確信が伺つておきたいと思ひます。これは主として意見でありますから、御答弁がなければなくても結構でございます。

最後に、あとで資料をいただきましてから、私はさらにいろいろ具体的な問題についてお尋ねいたしますが、農業共済基金を今度特別におつくりになる計画を立てて法案を提出しておられます。その出資金が三十億で、半額の十五億は向う五箇年間に農民が出資をして行くということになつております。そうしますと、農民が出して行きます金が一年五億ずつでありますから、初年度においてはわずかに二十億にしか達しません。ところが、赤字は實際においては二十八億圓をオーバーしておりますから、政府が意圖しておいでになりますやうな、共済金の敏速なる支拂いというやうなことは、實際に十分には發揮できないと思ひのであります。むしろ全額国庫で御負担になることが、私は妥協だと考えますが、この五箇年計画で十五億というものを出された基準は、一体どこにあるのでありますか。この基準で迅速なる支拂いその他機能に何らさしつかえないとお考

えになつておりますか、その点をお伺いいたしたい。

○小倉政府委員 初めに農家單位の御意見と御質問がございましたので、その点にちよつと触れますが、御指摘のやうに、農家單位にやりますれば、共済金を受ける農家の戸数は、おそらく減るであらうというところは異論のないところだらうと思ひのであります。しかしながら、共済金額が減るかどうかという点になりますと、この点は必ずしも一概に言えないのではないかと。今まではいわば薄く広く補償されておつたのが、農家單位によりますれば、被害が多い農家に、厚く十分に補償するという点に相なりはしないかというふうに考えております。しかしこれも實際にやつてみなければ確定的には申し上げられませんが、この点はこの程度にとどめておきます。

次に基金の出資金の問題であります。政府出資十五億と、連合会からの十五億で、不足金の處理に遺憾がないかという点でございます。この点をも長期的に考えてみますならば、御指摘のやうに、三十億でもつて十分であるというところは、もちろん申し上げることはできないのであります。おそれることは、数年間これで大丈夫であるといふためには、数十億の資金がいるのではないかというふうに思ひのであります。しかしながらこの数十億を一ぺんに用意いたしましたも、災害が起るかどうかという点については、必ずしも予測はできませんし、多額の資金を繰かすといふことは、國家財政から出すにいたしまして、農家の負担からなことでございますので、この際は、

とりあえず必要な額といたしまして三十億、そのうち十五億はただちに支出をし、農家の方の負担は五年という範囲内に分割して支出をしていただく。従つて基金ができる当初は約十六億といふことに一応予定いたしておるのであります。それでは十六億といふことで出資した場合に、さしたりの不足金の處理について遺憾がないかどうかという点でございますが、これも、もし出資だけでもつて處理しようといふことは、これはお話の通り、はなはだ不足な金であります。しかし基金の資本金としては十六億でございますが、それで不足なものは、財政資金を借り入れまして、本年度で申しますならば、約二十八億の国庫余裕金を借り入れまして、次の保険料ないし共済金が納まるまでのつなぎにするということにいたしておきます。基金ができましたれば、十五億程度のものは、余裕金から借りた分を返しまして、爾後は共済掛金から漸次それを償還して行くということにいたして行きたいと思ひのであります。そうしてだん／＼と不足金の關係連合會對する貸付を回収するといふ段階になりますれば、またこれがおそらく来年になるかと思ひますが、そのころには基金の資本金は約十六億またもどまりまして、それになお二年度の出資が加わるということになります。第二年度の事態に對処する、もちろんそのときも相当大きな被害が起きますれば、資本金だけでは間に合いませんので、また必要な措置をとらなければならぬ。国庫余裕金といふやうなことにだけたよるということはいかがかと思ひますので、場合によつては増資といつたことも考えねばな

らぬと思ひますけれども、とりあえずいたしましては、三十億といふことで出資して支障がないのではないかと、いふふうに考えた次第であります。

○足鹿委員 よく了解することはできません。私は不完全だと思ひますが、そのことは水掛論になりますから、申し上げません。

次に伺ひたいのは、基金という別な機關を創設せられました。その根拠といふものは一体何でありますか。私は農林中金に御委託になつても、けつこうの業務はやつて行けると思ひますし、ことさらにこういう基金という特別な機關を御創設にならなければならぬ根拠がはつきりしないと思ひます。特に民主的な運営をはかつて行く云々といふやうな言葉も提案理由の中に現れておるやうであります。すが具体的に言いますと、どういふ不便があるからこういう機關を別にしなければならないのか、また今後の運営については、どういふふうにするから實際においてこの共済制度に裨益するのであるかといふ、具体的な問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○小倉政府委員 基金を設ける理由でございますが、これは簡単に申し上げますれば、連合会の不足金を的確、しかも早く融通するということにあるわけでありまして、お話のように中央金庫といふことも考えられますが、従来は実は中央金庫を通して融資をしておつたわけでございます。しかしそのために中金の金繰りなり、あるいは連合会と中金との關係からいたしまして、必ずしも早急的確に應じなかつたのであります。そこで結局は共済金の支拂

いが遅れるというような事態もあり、はなはだ遺憾でございましたので、今回は補償制度の中の一つの制度として基金を設け、共済金額が的確に、迅速に支拂われるようにするというのが美は建前でございます。さような趣旨で特別の機関としたのであります。

○足鹿委員 きようはもう一点お伺いいたしまして、あとは資料をいたしたいから、後日にまた機会がありましたら発言をお許し願いたいと思ひます。

この半額の十五億を農民が負担する場合には、反別割でやりになるのではありませんか、あるいは農家単位でやりになるのでしょうか。この十五億の割当の具体的な方針はどういうことになるのでしょうか。金額にして私ども見当がよくつきませんが、それでなくても掛金自体がなかく、今集まらない状態で、単位の組合は非常に苦しんでおる。そこへ持つて来てまた、たとい五年であろうと六年であろうと、年賦拂いにしてでもこの金を出して行くという事になりますと、おそろしくこれは、何か特別な御意図があれば別ですが、私は集まらないと思ひます。実際は何かこういふものを満たして行く親心が政府にあるならば、率直にそういうことでおやりになるのがいいのであつて、名前は農民に負担をさせるのであるというように形にして、従来往々ありがちな、たとえば町村を歩いてみましても、府県へ行きましても、府県の協同組合なんかはぼろ／＼の事務所におりますけれども、共済組合は実に入りつばな事務所にみな入つております。われ／＼協同組合運動を長いことやつておりますが、事務所なんかろくろく備品を買えないような状態であり

まして、共済組合の連合会はほんどりつばな事務所をお建てになつておる。その事自体を私はとがめるものではないけれども、何かそこに運営上、融通の道があるようにわれ／＼見受けられる。そういうふうな名前は農民の負担だということにしておいて、何か別の方法によつて実質的に出していけるような感じも私は受けるのであります。反別割で先行した農家が、反別割で行かれないか、あるいは農家が、その方針なり、具体的な農家一戸当たりがどういふことになつて行きますか。その点をもし本日ごさいせんければ、あとで資料としてでもつけようでありますから、お願いをいたしたいと思ひます。

○小倉政府委員 十五億の出資金につきましては、これは共済組合のやりくりによつて適當に附すという趣旨でございせんので、連合会が十五億を出資し、連合会はそのために下部の組合から、組合は組合員から徴収をするという建前にいたしております。そういうことで、農家負担ということから考えますれば、はなはだ残念なことではございせんが、保険制度が政府と農家両方から成立しているということにかんがみまして、この基金の出資もやはり両方から出資をするという建前にいたしたのであります。出資のやり方につきましても、わけ方についての詳細は基金の定款、さらに連合会の定款、組合の定款によつてきまつて参るのであります。一応の基準をいたしまして考へておりますが、法律にもございせんが、不足金などの程度将来出るかどうかという事は府県々々によつて若干ずつ異なりますので、そういう不足金の出方の点を、これまでの被害率を参照いたしまして、それを一つの基準にしたい。次は府県の農家の戸数なり、耕地面積なり、あるいは牛馬の頭数といったようなことも、これはその府県なり、組合の経済力というふうなことを反映しますし、また保険によつて、従つてまた基金制度による恩恵がどういふふうにあるかということにも関連いたします。そういうことを総合的に反映するものとしての総保険金額を一つの参考にしたしたいと思ひます。最後に、御指摘のような農家割といつたようなことも、一つの基準と相なるのではないかとこのように考へます。以上三つの基準を総合勘案いたしまして、十五億の出資を各連合会に割当てるという事にいたします。また連合会が組合に割当てます場合は、以上のような点を参照して順次下に割りつける。若干連合会の段階と組合の段階とは割振りの基準が違ひますが、大体以上のような趣旨でもつて公正に割当をするという建前にいたしております。

○松浦委員 たいだいま審議中の三案に対する質疑は次大会に継続することにいたします。

○松浦委員 たいだいま審議中の三案に対する質疑は次大会に継続することにいたします。

て宇野秀次郎君、中馬辰猪君の両君を請願審査小委員に指名いたします。

○松浦委員 次は目下本院において審査中の国土総合開発法の一部を改正する法律案に關しましては、この農林委員会におきましても相当関係のある点もあるわけでありまして、これに關しまして小淵光平君より発言の要求がありますのでこれを許します。小淵君。

○小淵委員 経済安定委員会にかかつております国土総合開発法の一部改正法律案につきまして、この法律を改正するにあたりまして私どもよく見て参りますと、国土総合開発をするのには、農林部門においては、そのウェイトから言ひましても、さきに全国十九地区が特定地域として指定を受けたのであります。その内部においてもすでに農林関係部門が全体の六〇％以上で、あるいは山沿水沿水ということに關係して山林の問題、あるいは農地の問題、あるいは開拓地等のこの国土開発に關係する部分が非常なウェイトを占めてゐるわけでありまして、この割合を占めてゐるにもかかわらず、この法律の内容を見て参りますならば、たとえば都道府県の総合開発計画を立てるにいたしましても、あるいは特定地域に総合開発計画を立てるにいたしましても、すべてこの法律の中を流れてゐるものは経済安定本部長官と建設大臣と協議をし、あるいは建設大臣を通じてというふうなことによつて、全部こ

○松浦委員 たいだいま審議中の三案に対する質疑は次大会に継続することにいたします。

○松浦委員 たいだいま審議中の三案に対する質疑は次大会に継続することにいたします。

○松浦委員 たいだいま審議中の三案に対する質疑は次大会に継続することにいたします。

○松浦委員 たいだいま審議中の三案に対する質疑は次大会に継続することにいたします。

○松浦委員 たいだいま審議中の三案に対する質疑は次大会に継続することにいたします。

○松浦委員 たいだいま審議中の三案に対する質疑は次大会に継続することにいたします。

○松浦委員 たいだいま審議中の三案に対する質疑は次大会に継続することにいたします。

○松浦委員 たいだいま審議中の三案に対する質疑は次大会に継続することにいたします。

○松浦委員 たいだいま審議中の三案に対する質疑は次大会に継続することにいたします。

長官及び建設大臣がその協議によつて特に必要があると認めて」というところを「経済審議庁長官が特に必要がある」と認め、関係行政機関の長と協議して」というふうに変更したいと思ひます。さらに同條の第二項中に「関係各行政機関の長の意見を聞き、建設大臣は」とありますけれども、これを削除したいといふことでもあります。

第三点は、第十四條中に「北海道開発庁長官」というのがありますが、これをただいま七條、十條で申し上げました趣旨によりまして「関係行政機関の長」ということに改めたいといふのであります。

以上が今申入れをしようといふことについての理由の説明であり、内容であります。何とぞこれについて御賛成くださるよう委員長に特別にお願い申し上げます。

○松浦委員長 ただいまの小淵君の發言に対して御意見なりあるいは御質疑があれば發言を許します。

○千賀委員 内容についてはあげて賛成ではあります、ただいまの字句については、文法から言えば妙だと思ふところもありますので、今でなくともいつころですか、委員長の職権において適當にお改めになるようお願いして賛成いたします。

○松浦委員長 文案につきましては、これは少し急いだ関係もありますので、のちほどお諮りしたいと存じます。

○竹村委員 従来の例から考えましても、こういう改正意見を申し上げることにつきましては、もちろん別に申入れなければならぬ場合もあるかと思ふのであります、これは経済安定委

員会にかかつておると思ひますので、こういうことを申し入れる前に連合審査を申し入れるべきではないか。その結果において改めるべきものは改めるとして申し入れるのがけつこうではないか、それを省いて、いきなり委員会の案として出すのはどうかと思ひますので、委員長においては至急に連合審査会を持つように申し入れをすべきであると思ひます。その点お諮り願ひたいと思ひます。

○松浦委員長 竹村君に申し上げますが、本委員会の小淵君が経済安定委員会に参りまして、委員外の發言をして相當の意見を述べておられるようでございます。また経済安定委員会におきまして、農林委員会の立場を考慮して十分善処するといふことにもなつております。なおその目的を達せられない場合におきましては、あらためて連合審査を要求することで御了承願ひたいと思ひます。

他に御發言がなければお諮りいたします。ただいま小淵君の提案になりました国土総合開発法の一部を改正する法律案に対する修正意見を本委員会の意見として経済安定委員会に申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松浦委員長 御異議なしと認めさう決しました。

なお修正意見の文案につきまして、委員長に一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松浦委員長 御異議ないようでありますからさうに決しました。

次会は明九日午前十時より開会することにしたしまして、本日はこれをも

つて散会いたします。
午後零時十八分散会

〔参照〕

- 国土総合開発法の一部を改正する法律案に対する修正意見
- 一、改正案の第七條の二第二項中「建設大臣を通じて」とを削る。
- 二、第十條第一項中「経済安定本部総務長官及び建設大臣がその協議によつて特に必要がある」と認め「を」を「経済安定本部総務長官が関係行政機関の長と協議し特に必要がある」と認めて「に」を改め、同條第二項中「関係行政機関の長の意見を聞き、建設大臣は」を削る。』を改正案に加える。
- 三、第十四條中「北海道開発庁長官」と「関係行政機関の長」に改める。』を改正案に加える。

第十三回国会衆議院農林委員会議録
第十六号中正誤

頁	段	行	誤	正
四	一	三	受け、若し	受け、又は
四	三	三	(昭和二十六年法律第二百四十三号)	(昭和二十五年法律第二百五十一号)

第十三回国会衆議院農林委員会議録
第十七号中正誤

頁	段	行	誤	正
四	二	二	指定解除	指定の解除
三	二	七	(昭和二十五年法律第十五号)	(昭和二十五年法律第十五号)
三	三	五	削るべきの誤	

第十三回国会衆議院農林委員会議録
第二十号中正誤

頁	段	行	誤	正
二	二	三	昭和三十一年	昭和三十一年

第十三回国会衆議院農林委員会議録
第二十三号中正誤

頁	段	行	誤	正
二	一	三	疑があると認めるべき	疑があると認めるべき
二	二	二	第四項第一号及び第二号中	第四項第一号中
二	二	二	(大正十四年)	(大正十四年)
二	二	二	設立總會	創立總會
二	二	二	(設立の時)	(成立の時)
二	二	二	全員	全員

第十三回国会衆議院農林委員会議録
第二十六号中正誤

頁	段	行	誤	正
三	二	三	同項	同條同項